平成 21 年 11 月 18 日 日本玩具協会

食品衛生法・品目登録制度の「質疑応答」(平成21年11月18日通知(2))

1. 品目登録制度に関し、11月9日、東京(お台場 TFT ビル)においてパネル形式で「第3回説明会」を開催致しました。(東京検疫所、登録検査機関協会、日玩協・判定会議がパネリストとして参加)

上記説明会の「質疑応答」を「STマーク使用許諾契約企業向けホームページ」に掲載しました。

(上記説明会の後に、11 月 11 日付で厚生労働省通知が出ていますので、それを踏まえて質疑応答の内容を簡素化しています。)

(11月11日付厚労省通知については、本日付STマーク許諾契約者向け通知(1)を 参照。)

http://www.toys.or.jp/st/index.html

- 2. 説明会の質疑応答を踏まえて、東京検疫所と厚生労働省が調整し、質疑応答の内容が一部変更されています。
  - (1) バスケットコード (ナンバー) を記入しての品目登録申請について 東京検疫所より「(製造者についてコードが登録されていないため)、製造者コードにバスケットコード (ナンバー) を記入して品目登録申請した場合に、製造者コードが新たに付与されたときは、申請者が自分で品目登録要請書を訂正・書換えすることになる」、「その場合、申請の順番は最後尾に並び直す (振出しに戻る)ことになる」旨の説明がありました。

これについては、「<u>検疫所において</u>、(品目登録要請書の「製造者コード」の記載を)、新たに付与された製造者コード(番号)に<u>書き換える</u>ので、申請者は(自分で製造者コードを書き換え)品目登録の再申請をする必要はない」とのことです。つきましては、当該事項に関連した質疑部分について、適宜、説明会での回答内容を修正してあります。

(「事前登録分」の「問1」・「問4」、「当日受付分」の「問6」・「問7」)

(2) 他社の試験成績書の品目登録への使用について 他の者の試験成績書について、その者の承諾書があることを条件に、別の者が 品目登録要請書を提出し、登録が認められます。

(「事前登録分」の「問3」、「当日受付分」の「問1」)

3. 現在、東京検疫所・大阪検疫所に品目登録要請が集中し、その他の検疫所は要請が 少ない状況にあります。

本年一杯で先行サンプル制度が廃止されるため、品目登録要請が急増することが予想されますが、他の検疫所(例えば横浜検疫所など)で品目登録要請し、輸入届出は東京・大阪検疫所で行うことも可能です。